

日本生協連の意見に対する消費者庁の回答

日本生協連の意見	消費者庁の考え方
<p>1. くるみのアレルギー表示義務化について</p> <p>くるみのアレルギー表示義務化について賛成します。</p> <p>ただし、この方針が決定された「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」の議事内容、特に推奨品目から特定原材料（義務品目）への格上げを判断したポイント（規準）を示すべきと考えます。リスクアナリシスの観点から、国民に対してはリスク管理措置の根拠は透明性を持って示されるべきです。また2023年以降、コーデックス食品表示部会においてアレルゲンリストの改定案が示され、各国からの意見・コメントなどが求められることも予想されます。その際に、日本におけるアレルギー表示の科学的エビデンスやリスク管理措置の妥当性を主張できる根拠ともなります。</p>	<p>「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」の議事録については消費者庁ウェブサイトに掲載しています。()</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_005/</p>
<p>2. 特定遺伝子組換え農産物としての表示対象になたねを追加することについて</p> <p>特定遺伝子組換え農産物の表示の考え方に沿っての対応と理解しますので、基本的には賛成します。</p> <p>ただし、今回の意見募集ページでは、「当該なたねに由来する食品の流通が見込まれる」以上の情報が示されていません。なたねの品種、栽培状況、なたねから得られる油の特性、諸外国での認可や流通の状況、国内では他省庁の審議状況など、判明している事実を整理し、国民に提供した上で意見募集を行うべきではないでしょうか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。</p>

日本生協連による補足:「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」の議事録は、意見提出時には公表されていませんでしたが、意見募集終了後に消費者庁ウェブサイトに掲載されました。